

調査票5 国の行政機関が扱う手続（各府省等共通手続）

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	手続の年間申請等件数 a	オンライン化状況				オンライン申請等件数 c	オンライン利用率(%) c/a×100	備考
				条	項	号	附則				オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続			
総務省	行政文書の開示請求	申請等	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	4	1			「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」（平成16年総務省令第39号）により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	3,016	15年度	3,016		1	0.03		
総務省	開示の実施の申出	申請等	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	14	2			「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」（平成16年総務省令第39号）により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	353	15年度	353		0	0		
総務省	開示実施手数料の減額又は免除の申請	申請等	行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令	14	2			「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」（平成16年総務省令第39号）により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	個人情報ファイルの保有等に関する事前通知	以外	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	10				「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成16年総務省令第125号）により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	保有個人情報の開示請求	申請等	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	13	1			「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成16年総務省令第125号）により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	30	15年度	30		0	0		
総務省	電磁的記録についての開示の方法に関する定めに関する開示の申出	申請等	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	24	2			「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成16年総務省令第134号）により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	開示の実施の申出	申請等	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	24	3			「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成16年総務省令第135号）により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	5	15年度	5		0	0		
総務省	訂正請求	申請等	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	28	1			「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成16年総務省令第136号）により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	利用停止請求	申請等	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	37	1			「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成16年総務省令第143号）により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	個人情報ファイル簿の公表	以外	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令	7	5			「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成16年総務省令第149号）により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	拒否処分理由の提示	申請等	行政手続法	8	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	処分を書面でするとき理由の提示	申請等	行政手続法	8	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	審査の進行状況処分時期の見通しの提示	申請等	行政手続法	9	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	手続の年間申請等件数 a	オンライン化状況				オンライン申請等件数 c	オンライン利用率(%) c/a×100	備考
				条	項	号	附則				オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続			
総務省	申請書の記載等申請に必要な情報の提供	申請等	行政手続法	9	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	申請者以外の者の意見を聴く機会の設定	以外	行政手続法	10				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	複数行政庁間の相互連絡等	以外	行政手続法	11	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	処分の際して理由の提示を行わなかった場合における処分後の理由の提示	以外	行政手続法	14	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	不利益処分の理由の提示	以外	行政手続法	14	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	不利益処分を書面ですときの理由の提示	以外	行政手続法	14	3			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	証拠書類の提出	申請等	行政手続法	15	2	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	聴聞の通知の方式	以外	行政手続法	15	1			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定め委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	聴聞の通知	以外	行政手続法	15	1			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定め委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	代理人の資格喪失の届出	申請等	行政手続法	16	4			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定め委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	代理人の資格の証明	申請等	行政手続法	16	3			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定め委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	関係人の聴聞手続への参加の許可	申請等	行政手続法	17	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	関係人の聴聞手続への参加の求め	申請等	行政手続法	17	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	参加人の代理人の資格の証明等	申請等	行政手続法	17	3			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定め委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	手続の年間申請等件数 a	オンライン化状況				オンライン申請等件数 c	オンライン利用率(%) c/a×100	備考
				条	項	号	附則				オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続			
総務省	閲覧の日時・場所の指定	以外	行政手続法	18	3			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	期日における審理の進行に応じた文書等の閲覧の求め	申請等	行政手続法	18	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	文書等の閲覧の求め	申請等	行政手続法	18	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	行政庁による聴聞職員の指名	以外	行政手続法	19	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	聴聞期日における当事者又は参加人の証状書類提出	申請等	行政手続法	20	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	補佐人と出頭することの許可	申請等	行政手続法	20	3			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	陳述書等の提示	申請等	行政手続法	21	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	陳述書等の提出	申請等	行政手続法	21	1			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	次回の聴聞期日等の通知	以外	行政手続法	22	2			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	当事者等の所在不明時における聴聞の期日の通知	以外	行政手続法	22	3			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	当事者等の不出頭等が引き続き見込まれる場合における陳述書等の提出の求め	以外	行政手続法	23	2			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	聴聞調書等の閲覧請求	申請等	行政手続法	24	4			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	報告書、調書の提出	以外	行政手続法	24	3			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	聴聞報告書の返戻、聴聞の再開命令等	以外	行政手続法	25				総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	手続の年間申請等件数 a	オンライン化状況				オンライン申請等件数 c	オンライン利用率(%) c/a×100	備考
				条	項	号	附則				オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続			
総務省	弁明書の提出	申請等	行政手続法	29	1			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従ってあり、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	弁明をするときの証拠書類の提出	申請等	行政手続法	29	2			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従ってあり、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	弁明の機会との付与の通知	以外	行政手続法	30				総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従ってあり、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	行政指導の書面の交付	以外	行政手続法	35	2			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従ってあり、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	意見募集に対する意見の提出	申請等	行政手続法	39	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	電子メール	—	18年度	—		—	—	本手続は、各省庁が政省令等の案を公示し、それに対する意見を電子メールやFAX、郵送等で広く受け付けるものであるが、それらの意見のうち幾つが電子メールによるものかという観点での計測は行っていない。	
総務省	不服申立て書の提出	申請等	行政不服審査法	9	1, 2			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従ってあり、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	総代の互選命令	以外	行政不服審査法	11	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	代表者等の資格喪失の届出	申請等	行政不服審査法	13	2			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従ってあり、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	代表者等の資格の証明	申請等	行政不服審査法	13	1			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従ってあり、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	処分庁から審査庁への審査請求書の送付	以外	行政不服審査法	17	2			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従ってあり、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	処分庁から審査庁への審査請求書の送付（第56条、再審査請求に準用）	以外	行政不服審査法	17	2			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従ってあり、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	頭った教示をした場合の処分庁の手続（異議申立て）	以外	行政不服審査法	18	3			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従ってあり、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	頭った教示をした場合の処分庁の手続（審査請求）	以外	行政不服審査法	18	2			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従ってあり、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	頭って教示をした場合の教示された行政庁の手続	以外	行政不服審査法	18	1			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従ってあり、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	手続の年間申請等件数 a	オンライン化状況				オンライン申請等件数 c	オンライン利用率(%) c/a×100	備考
				条	項	号	附則				オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続			
総務省	補正命令	以外	行政不服審査法	21				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	補正命令(第48条異議申立てに準用)	以外	行政不服審査法	21				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	補正命令(第52条第1項：不作為についての異議申立てに準用)	以外	行政不服審査法	21				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	補正命令(第52条第2項：不作為についての審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	21				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	弁明書の提出	以外	行政不服審査法	22	2			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	弁明書の提出	以外	行政不服審査法	22	1			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	弁明書の提出(第52条第2項：不作為についての審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	22	2			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	弁明書の提出(第52条第2項：不作為についての審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	22	1			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	弁明書の提出の求め	以外	行政不服審査法	22	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	弁明書の提出の求め(第52条第2項：不作為についての審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	22	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	弁明書の副本の送付	以外	行政不服審査法	22	5			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	弁明書の副本の送付(第52条第2項：不作為についての審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	22	5			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	反論書の提出	申請等	行政不服審査法	23				総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	反論書の提出(第52条第2項：不作為についての審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	23				総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	手続の年間申請等件数 a	オンライン化状況				オンライン申請等件数 c	オンライン利用率(%) c/a×100	備考
				条	項	号	附則				オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続			
総務省	反論書の提出の求め	以外	行政不服審査法	23				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	反論書の提出の求め(第52条第2項：不作為についての審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	23				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	利害関係人の審査請求への参加の許可	申請等	行政不服審査法	24	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	利害関係人の審査請求への参加の許可(第48条：異議申立てに準用)	申請等	行政不服審査法	24	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	利害関係人の審査請求への参加の許可(第56条：再審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	24	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	利害関係人の審査請求への参加の求め	以外	行政不服審査法	24	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	利害関係人の審査請求への参加の求め(第48条：異議申立てに準用)	以外	行政不服審査法	24	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	利害関係人の審査請求への参加の求め(第56条：再審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	24	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	審査請求人等による口頭での意見陳述の機会付与の申立て	申請等	行政不服審査法	25	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	審査請求人等による口頭での意見陳述の機会付与の申立て(第48条：異議申立てに準用)	申請等	行政不服審査法	25	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	審査請求人等による口頭での意見陳述の機会付与の申立て(第52条第2項：不作為についての審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	25	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	審査請求人等による口頭での意見陳述の機会付与の申立て(第56条：再審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	25	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	補佐人と出頭することの許可	申請等	行政不服審査法	25	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	補佐人と出頭することの許可(第48条：異議申立てに準用)	申請等	行政不服審査法	25	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	手続の年間申請等件数 a	オンライン化状況				オンライン申請等件数 c	オンライン利用率(%) c/a×100	備考
				条	項	号	附則				オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続			
総務省	補佐人と出頭することの許可（第52条第2項：不作為についての審査請求に準用）	申請等	行政不服審査法	25	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	補佐人と出頭することの許可（第56条：再審査請求に準用）	申請等	行政不服審査法	25	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	証拠書類の提出	申請等	行政不服審査法	26				総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	証拠書類の提出（第48条：異議申立てに準用）	申請等	行政不服審査法	26				総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	証拠書類の提出（第52条第2項：不作為についての審査請求に準用）	申請等	行政不服審査法	26				総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	証拠書類の提出（第56条：再審査請求に準用）	申請等	行政不服審査法	26				総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	参考人の陳述等の申立て	申請等	行政不服審査法	27				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	参考人の陳述等の申立て（第48条：異議申立てに準用）	申請等	行政不服審査法	27				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	参考人の陳述等の申立て（第52条第2項：不作為についての審査請求に準用）	申請等	行政不服審査法	27				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	参考人の陳述等の申立て（第56条：再審査請求に準用）	申請等	行政不服審査法	27				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	参考人の陳述等の求め	以外	行政不服審査法	27				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	参考人の陳述等の求め（第48条：異議申立てに準用）	以外	行政不服審査法	27				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	参考人の陳述等の求め（第52条第2項：不作為についての審査請求に準用）	以外	行政不服審査法	27				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	参考人の陳述等の求め（第56条：再審査請求に準用）	以外	行政不服審査法	27				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	手続の年間申請等件数 a	オンライン化状況					オンライン申請等件数 c	オンライン利用率(%) c/a×100	備考
				条	項	号	附則				オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続				
総務省	物件の提出の申立て	申請等	行政不服審査法	28				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		
総務省	物件の提出の申立て(第48条：異議申立てに準用)	申請等	行政不服審査法	28				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		
総務省	物件の提出の申立て(第52条第2項：不作為についての審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	28				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		
総務省	物件の提出の申立て(第56条：再審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	28				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		
総務省	物件の提出要求	以外	行政不服審査法	28				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		
総務省	物件の提出要求(第48条：異議申立てに準用)	以外	行政不服審査法	28				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		
総務省	物件の提出要求(第52条第2項：不作為についての審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	28				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		
総務省	物件の提出要求(第56条：再審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	28				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		
総務省	検証日時の通知	以外	行政不服審査法	29	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		
総務省	検証日時の通知(第48条：異議申立てに準用)	以外	行政不服審査法	29	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		
総務省	検証日時の通知(第52条第2項：不作為についての審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	29	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		
総務省	検証日時の通知(第56条：再審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	29	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		
総務省	検証の申立て	申請等	行政不服審査法	29	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		
総務省	検証の申立て(第48条：異議申立てに準用)	申請等	行政不服審査法	29	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	手続の年間申請等件数 a	オンライン化状況				オンライン申請等件数 c	オンライン利用率(%) c/a×100	備考
				条	項	号	附則				オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続			
総務省	検証の申立て（第52条第2項：不作為についての審査請求に準用）	申請等	行政不服審査法	29	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	検証の申立て（第56条：再審査請求に準用）	申請等	行政不服審査法	29	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	審査請求人又は参加人の審尋の申立て	申請等	行政不服審査法	30				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	審査請求人又は参加人の審尋の申立て（第52条第2項：不作為についての審査請求に準用）	申請等	行政不服審査法	30				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	審査請求人又は参加人の審尋の申立て（第56条：再審査請求に準用）	申請等	行政不服審査法	30				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	閲覧日等の指定	以外	行政不服審査法	33	3			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	閲覧日等の指定（第52条第2項：不作為についての審査請求に準用）	以外	行政不服審査法	33	3			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	閲覧日等の指定（第56条：再審査請求に準用）	以外	行政不服審査法	33	3			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	処分庁からの書類その他の物件の閲覧	申請等	行政不服審査法	33	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	処分庁からの書類その他の物件の閲覧（第52条第2項：不作為についての審査請求に準用）	申請等	行政不服審査法	33	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	処分庁からの書類その他の物件の閲覧（第56条：再審査請求に準用）	申請等	行政不服審査法	33	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	処分庁からの書類その他の物件の閲覧の求め	申請等	行政不服審査法	33	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	処分庁からの書類その他の物件の閲覧の求め（第52条第2項：不作為についての審査請求に準用）	申請等	行政不服審査法	33	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	処分庁からの書類その他の物件の閲覧の求め（第56条：再審査請求に準用）	申請等	行政不服審査法	33	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	手続の年間申請等件数 a	オンライン化状況				オンライン申請等件数 c	オンライン利用率(%) c/a×100	備考
				条	項	号	附則				オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続			
総務省	処分からの書類その他の物件の提出	以外	行政不服審査法	33	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	処分からの書類その他の物件の提出(第52条第2項：不作為についての審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	33	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	処分からの書類その他の物件の提出(第56条：再審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	33	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	執行停止の申立て	申請等	行政不服審査法	34	3			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	執行停止の申立て	申請等	行政不服審査法	34	2.3			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	執行停止の申立て(第56条：再審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	34	3			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	執行停止の申立て(第56条：再審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	34	2.3			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	手続継承の届出	申請等	行政不服審査法	37	3			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定め委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	手続継承の届出(第48条：異議申立てに準用)	申請等	行政不服審査法	37	3			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定め委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	手続継承の届出(第52条第1項：不作為についての異議申立てに準用)	申請等	行政不服審査法	37	3			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定め委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	手続継承の届出(第52条第2項：不作為についての審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	37	3			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定め委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	手続継承の届出(第56条：再審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	37	3			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定め委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	引継ぎを受けた行政庁からの通知	以外	行政不服審査法	38				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	引継ぎを受けた行政庁からの通知(第48条：異議申立てに準用)	以外	行政不服審査法	38				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	手続の年間申請等件数 a	オンライン化状況				オンライン申請等件数 c	オンライン利用率(%) c/a×100	備考
				条	項	号	附則				オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続			
総務省	引継ぎを受けた行政庁からの通知(第52条第1項：不作為についての異議申立てに準用)	以外	行政不服審査法	38				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	引継ぎを受けた行政庁からの通知(第52条第2項：不作為についての審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	38				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	引継ぎを受けた行政庁からの通知(第56条：再審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	38				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	審査請求の取下げ	申請等	行政不服審査法	39	1, 2			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	審査請求の取下げ(第48条：異議申立てに準用)	申請等	行政不服審査法	39	1, 2			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	審査請求の取下げ(第52条第1項：不作為についての異議申立てに準用)	申請等	行政不服審査法	39	1, 2			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	審査請求の取下げ(第52条第2項：不作為についての審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	39	1, 2			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	審査請求の取下げ(第56条：再審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	39	1, 2			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	再審査請求できる旨の教示	以外	行政不服審査法	41	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	再審査請求できる旨の教示(第56条：再審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	41	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	裁決書原本の参加人等への送付	以外	行政不服審査法	42	4			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	裁決書原本の参加人等への送付(第52条第2項：不作為についての審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	42	4			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	裁決書原本の参加人等への送付(第56条：再審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	42	4			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	裁決の送達	以外	行政不服審査法	42	2			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに従っており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	手続の年間申請等件数 a	オンライン化状況				オンライン申請等件数 c	オンライン利用率(%) c/a×100	備考
				条	項	号	附則				オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続			
総務省	裁決の送達(第48条:異議申立てに準用)	以外	行政不服審査法	42	2			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組みことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	裁決の送達(第52条第1項:不作為についての異議申立てに準用)	以外	行政不服審査法	42	2			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組みことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	裁決の送達(第52条第2項:不作為についての審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	42	2			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組みことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	裁決の送達(第56条:再審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	42	2			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組みことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	処分取消し、変更の通知	以外	行政不服審査法	43	4			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組みことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	処分取消し、変更の通知(第56条:再審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	43	4			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組みことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	証拠書類等の返還	以外	行政不服審査法	44				総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組みことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	証拠書類等の返還(第48条:異議申立てに準用)	以外	行政不服審査法	44				総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組みことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	証拠書類等の返還(第52条第1項:不作為についての異議申立てに準用)	以外	行政不服審査法	44				総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組みことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	証拠書類等の返還(第52条第2項:不作為についての審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	44				総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組みことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	証拠書類等の返還(第56条:再審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	44				総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組みことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	届った教示をした場合の処分の手続	以外	行政不服審査法	46	1			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組みことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	審査請求できることの教示	以外	行政不服審査法	47	5			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組みことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	審査請求に関する準用	以外	行政不服審査法	48				総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組みことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	手続の年間申請等件数 a	オンライン化状況				オンライン申請等件数 c	オンライン利用率(%) c/a×100	備考
				条	項	号	附則				オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続			
総務省	不作為理由の提示	申請等	行政不服審査法	50	2			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第九条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組みことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	不作為庁への命令	以外	行政不服審査法	51	3			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	裁決書の送付要求	以外	行政不服審査法	54				総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第九条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組みことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	書面による教示	申請等	行政不服審査法	57	3			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	審査庁等の教示	以外	行政不服審査法	57	1			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年3月24日総務省令第48号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は同施行規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	利用者からの求めに応じた教示	申請等	行政不服審査法	57	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	教示をしなかった場合の不服申立て	申請等	行政不服審査法	58	1			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第九条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組みことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	教示をしなかった場合の不服申立てにおける処分庁の手続	以外	行政不服審査法	58	3			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第九条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	独立行政法人の長となるべき者及び監事となるべき者の指名	以外	独立行政法人通則法	14	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	設立委員の任命	以外	独立行政法人通則法	15	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	設立準備行為の届出	以外	独立行政法人通則法	15	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	監査結果に基づく意見提出	以外	独立行政法人通則法	19	5			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0		0	—		
総務省	主務大臣による監事の任命	以外	独立行政法人通則法	20	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	3	15年度	3		0	—		
総務省	主務大臣による法人の長の任命	以外	独立行政法人通則法	20	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	1	15年度	1		0	—		

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	手続の年間申請等件数 a	オンライン化状況				オンライン申請等件数 c	オンライン利用率(%) c/a×100	備考
				条	項	号	附則				オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続			
総務省	法人の長による役員任命の届出	以外	独立行政法人通則法	20	4			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	8	15年度	8			0	—	
総務省	主務大臣又は法人の長による役員解任	以外	独立行政法人通則法	23	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—	
総務省	主務大臣又は法人の長による役員解任	以外	独立行政法人通則法	23	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—	
総務省	主務大臣又は法人の長による役員解任	以外	独立行政法人通則法	23	3			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—	
総務省	法人の長による役員解任の届出	以外	独立行政法人通則法	23	4			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—	
総務省	業務方法書の認可	以外	独立行政法人通則法	28	1			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年3月24日総務省令第48号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は同施行規則第9条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	1	15年度	1			0	—	
総務省	業務方法書認可の際の評価委員会への意見聴取	以外	独立行政法人通則法	28	3			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—	
総務省	中期目標策定（変更）の際の評価委員会への意見聴取	以外	独立行政法人通則法	29	3			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	2	15年度	2			0	—	
総務省	中期目標の独立行政法人への指示	以外	独立行政法人通則法	29	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	6	15年度	6			0	—	
総務省	中期計画認可の際の評価委員会への意見聴取	以外	独立行政法人通則法	30	3			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	2	15年度	2			0	—	
総務省	中期計画の認可	以外	独立行政法人通則法	30	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	6	15年度	6			0	—	
総務省	中期計画の変更命令	以外	独立行政法人通則法	30	4			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—	
総務省	年度計画の届出	以外	独立行政法人通則法	31	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	8	15年度	8			0	—	
総務省	業務運営の改善その他の勧告	以外	独立行政法人通則法	32	3			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—	

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	手続の年間申請等件数 a	オンライン化状況					オンライン申請等件数 c	オンライン利用率(%) c/a×100	備考
				条	項	号	附則				オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続				
総務省	中期目標に係る事業報告書の提出	以外	独立行政法人通則法	33	1			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年3月24日総務省令第48号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は同施行規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	4	15年度	4			0	—		
総務省	業務運営の改善その他の勧告	以外	独立行政法人通則法	34	3			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		
総務省	中間目標期間終了時の検討に当たっての評価委員会への意見聴取	以外	独立行政法人通則法	35	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		
総務省	財務諸表承認の際の評価委員会への意見聴取	以外	独立行政法人通則法	38	3			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	2	15年度	2			0	—		
総務省	財務諸表の承認	以外	独立行政法人通則法	38	1			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年3月24日総務省令第48号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は同施行規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	6	15年度	6			0	—		
総務省	主務大臣による会計監査人の選任	以外	独立行政法人通則法	40				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	5	15年度	5			0	—		
総務省	主務大臣による会計監査人の解任	以外	独立行政法人通則法	43				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	1	15年度	1			0	—		
総務省	目的積立金に係る主務大臣の承認	以外	独立行政法人通則法	44	3			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	1	15年度	1			0	—		
総務省	目的積立金に係る承認の際の評価委員会への意見聴取	以外	独立行政法人通則法	44	4			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		
総務省	中期計画に記載する限度額を超えた短期借入金に係る主務大臣の認可	以外	独立行政法人通則法	45	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		
総務省	短期借入金の借換えに係る主務大臣の認可	以外	独立行政法人通則法	45	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		
総務省	限度額を超えた短期借入金及び短期借入金の借換えに係る認可の際の評価委員会への意見聴取	以外	独立行政法人通則法	45	4			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		
総務省	重要な財産の処分等に係る主務大臣の認可	以外	独立行政法人通則法	48	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		
総務省	重要な財産の処分等に係る認可の際の評価委員会への意見聴取	以外	独立行政法人通則法	48	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	手続の年間申請等件数 a	オンライン化状況				オンライン申請等件数 c	オンライン利用率(%) c/a×100	備考
				条	項	号	附則				オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続			
総務省	会計規程の届出	以外	独立行政法人通則法	49				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	3	15年度	3			0	—	
総務省	在任中の法人の長及び監事の兼職に係る任命権者の承認	以外	独立行政法人通則法	54	3			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	1	15年度	1			0	—	
総務省	職員の勤務時間等に係る規程の届出	以外	独立行政法人通則法	58	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	1	15年度	1			0	—	
総務省	非特定独立行政法人の法人の長及び監事の兼職に係る任命権者の承認	以外	独立行政法人通則法	61				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—	
総務省	非特定独立行政法人の役員の報酬等支給基準の届出	以外	独立行政法人通則法	62				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	7	15年度	7			0	—	
総務省	非特定独立行政法人の役員の報酬等支給基準の評価委員会への通知	以外	独立行政法人通則法	62				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	1	15年度	1			0	—	
総務省	非特定独立行政法人の役員の報酬等支給基準の評価委員会による意見申出	以外	独立行政法人通則法	62				制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—	
総務省	非特定独立行政法人の職員の給与及び退職手当支給基準の届出	以外	独立行政法人通則法	63	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	19	15年度	19			0	—	
総務省	主務大臣に対する業務・資産・債務状況に関する報告	以外	独立行政法人通則法	64	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—	
総務省	違法行為等の是正措置の要求	以外	独立行政法人通則法	65	1			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—	
総務省	是正措置等の報告	以外	独立行政法人通則法	65	2			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—	
総務省	積立金の処分に係る承認	以外	独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令	5	1			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年3月24日総務省令第48号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は同施行規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	3	15年度	3			0	—	
総務省	国庫納付金の計算書等の提出	以外	独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令	6	1			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年3月24日総務省令第48号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は同施行規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	3	15年度	3			0	—	
総務省	行政文書の管理に関する定め等の閲覧	以外	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	22	2			「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令」（平成16年総務省令第39号）により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—	

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	手続の年間申請等件数 a	オンライン化状況				オンライン申請等件数 c	オンライン利用率(%) c/a × 100	備考	
				条	項	号	附則				オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続				
内閣府	指定行政機関の長から指定行政機関等への必要な協力要求	以外	災害対策基本法	36	3			関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日共同命令)及び内閣府が関係行政機関として所管する内閣府本府関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		
内閣府	指定公共機関(行政機関等以外)から指定行政機関等への必要な協力要求	以外	災害対策基本法	39	3			関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日共同命令)及び内閣府が関係行政機関として所管する内閣府本府関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		
内閣府	指定公共機関から指定行政機関等への必要な協力要求	以外	災害対策基本法	39	3			関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日共同命令)及び内閣府が関係行政機関として所管する内閣府本府関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		
内閣府	指定公共機関等(行政機関等)による指定行政機関等への応援要求	以外	災害対策基本法	80	1			関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日共同命令)及び内閣府が関係行政機関として所管する内閣府本府関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		
内閣府	指定公共機関等(行政機関等以外)による指定行政機関等への応援要求	以外	災害対策基本法	80	1			関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日共同命令)及び内閣府が関係行政機関として所管する内閣府本府関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		
内閣府	指定行政機関等による他の行政機関等への処分に係る公用令書の交付	以外	災害対策基本法	81	1			関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日共同命令)及び内閣府が関係行政機関として所管する内閣府本府関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		
内閣府	指定行政機関等の職員からの立ち入りの際の他の行政機関等への事前通知	以外	災害対策基本法	83	1			関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日共同命令)及び内閣府が関係行政機関として所管する内閣府本府関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	文部科学省オンライン申請システム	0	15年度	0			0	—		
総務省・人事院	任命権者による懲戒処分	以外	国家公務員倫理法	26	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。									未定	
内閣府	褒章の候補者についての都道府県知事から所管大臣への具申	以外	褒章条例取扱手続		1			内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。										未定
内閣府	褒章の候補者が授与前に死亡した場合における都道府県知事から所管大臣への申報	以外	褒章条例取扱手続		6			内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。										未定
人事院	期末手当の一時差止処分説明書	以外	一般職の職員の給与に関する法律	1906	5			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。										未定
人事院	勤動手当の一時差止処分説明書	以外	一般職の職員の給与に関する法律	1907	5			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。										未定
人事院	期末特別手当の一時差止処分説明書	以外	一般職の職員の給与に関する法律	1908	7			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。										未定
人事院	休職者に対する期末手当・期末特別手当の一時差止処分説明書	以外	一般職の職員の給与に関する法律	23	8			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。										未定

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	オンライン化状況				備考	
				条	項	号	附則			手続の年間申請等件数 a	オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続		今後オンライン化する手続
人事院	補償を受ける権利を有する旨の通知	以外	国家公務員災害補償法	8				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定	
人事院	年次休暇の請求・承認	以外	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律	17	3			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定	文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	介護休暇の請求・承認	以外	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律	21				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定	文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	特別休暇の請求・承認	以外	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律	21				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定	文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	病気休暇の請求・承認	以外	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律	21				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となる。						未定	文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	育児休業の請求・承認	以外	国家公務員の育児休業等に関する法律	3	2.3			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となる。						未定	文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	育児休業期間の延長の請求・承認	以外	国家公務員の育児休業等に関する法律	4	3			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となる。						未定	文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	自己啓発等休業の請求・承認	以外	国家公務員の自己啓発等休業に関する法律	3	1.2			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となる。						未定	文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	自己啓発等休業期間の延長の請求・承認	以外	国家公務員の自己啓発等休業に関する法律	4	1.3			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となる。						未定	文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	育児短時間勤務の請求・承認	以外	国家公務員の育児休業等に関する法律	12	2.3			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となる。						未定	文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	育児短時間勤務の延長の請求・承認	以外	国家公務員の育児休業等に関する法律	13	2			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となる。						未定	文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	育児休業の承認の取消	以外	国家公務員の育児休業等に関する法律	6	2			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となる。						未定	文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	育児時間の請求・承認	以外	国家公務員の育児休業等に関する法律	26	1			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となる。						未定	文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	育児時間の承認の取消	以外	国家公務員の育児休業等に関する法律	26	3			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となる。						未定	文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	オンライン化状況					備考		
				条	項	号	附則			手続の年間申請等件数 a	オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続		オンライン申請等件数 c	オンライン利用率(%) c/a×100
人事院	処分説明書の交付	以外	国家公務員法	89	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用（平成15年4月1日人事院規則1-38）及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
総務省	職務上の秘密に属する事項の発表に係る所轄庁の長の許可	以外	国家公務員法	100	2			全府省共通対応手続 各府省がそれぞれの方法でオンライン化に取り組むことに支障はないと考える。						未定			
総務省	兼業の許可に係る所轄庁の長の許可	以外	国家公務員法	104				全府省共通対応手続 各府省がそれぞれの方法でオンライン化に取り組むことに支障はないと考える。						未定			
総務省・人事院	交渉の委任	以外	国家公務員法	108の5		6		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用（平成15年4月1日人事院規則1-38）及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
総務省	専従許可	申請等	国家公務員法	108の6		1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用（平成15年4月1日人事院規則1-38）によりオンラインで行うことを可能としているが、人事・給与関係業務情報システムが平成18年度末までに主要な部分を整備され、各府省は平成17年度以降、同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定			
総務省	専従許可の取消し	以外	国家公務員法	108の6		4		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用（平成15年4月1日人事院規則1-38）によりオンラインで行うことを可能としており、各府省等は、原則として2010年度末（平成22年度末）までに、システムを集中的に管理運用する人事・給与情報システムを導入することにより、オンラインで行うことが可能となる。						未定			
総務省・人事院	利害関係者と共に飲食をする場合の届出	以外	国家公務員倫理規程	8		1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用（平成15年4月1日人事院規則1-38）によりオンラインで行うことを可能としており、各府省等は、原則として2010年度末（平成22年度末）までに、システムを集中的に管理運用する人事・給与情報システムを導入することにより、オンラインで行うことが可能となる。						未定			
総務省・人事院	講演等に関する倫理監督官の承認	以外	国家公務員倫理規程	9		1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用（平成15年4月1日人事院規則1-38）及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
総務省・人事院	法令違反行為の主任大臣に対する報告	以外	国家公務員倫理規程	15		1	4	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用（平成15年4月1日人事院規則1-38）及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
総務省・人事院	各省各庁の長等又はその委任を受けた者への贈与等報告書の提出	以外	国家公務員倫理法	6		1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用（平成15年4月1日人事院規則1-38）及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
総務省・人事院	各省各庁の長等又はその委任を受けた者への除引等報告書の提出	以外	国家公務員倫理法	7		1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用（平成15年4月1日人事院規則1-38）及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
総務省・人事院	各省各庁の長等又はその委任を受けた者への所得等報告書の提出	以外	国家公務員倫理法	8		1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用（平成15年4月1日人事院規則1-38）及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
総務省・人事院	各省各庁の長等又はその委任を受けた者への所得等報告書に代わる納税申告書の写しによる提出	以外	国家公務員倫理法	8		2		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用（平成15年4月1日人事院規則1-38）及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
総務省・人事院	贈与等報告書の閲覧	以外	国家公務員倫理法	9		2		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用（平成15年4月1日人事院規則1-38）及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	手続の年間申請等件数 a	オンライン化状況				オンライン申請等件数 c	オンライン利用率(%) c/a×100	備考
				条	項	号	附則				オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続			
人事院	留学費用の償還を要する者に対する通知	以外	人事院規則10-12(職員の留学費用の償還)	6				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	健康管理者の指名	以外	人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)	5	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	安全管理者の指名	以外	人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)	6	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	健康管理担当者及び安全管理担当者の設置	以外	人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)	7				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	2以上の省庁で野外交渉等を行う場合の健康管理又は安全管理の総括責任者の設置	以外	人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)	8	2			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	野外交渉等を行う場合の健康管理又は安全管理の責任者の指名	以外	人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)	8	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	健康管理医の指名又は委嘱	以外	人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)	9	2			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	危害防止主任者の指名	以外	人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)	10	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	火元責任者の設置	以外	人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)	11				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	健康安全規程の周知	以外	人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)	12	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	指導区分決定等のための職務内容等の提示	以外	人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)	23	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	就業禁止に関する手続	以外	人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)	24	3			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	健康診断結果の通知	以外	人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)	24	03			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	線量当量の測定等の結果の職員への通知	以外	人事院規則10-5(職員の放射線障害の防止)	24	4			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	オンライン化状況					備考	
				条	項	号	附則			手続の年間申請等件数 a	オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続		オンライン申請等件数 c
人事院	放射線障害防止管理規程の職員への周知	以外	人事院規則10-5(職員の放射線障害の防止)	27	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	産後1年を経過しない女子職員の一部有害業務就業制限の申出	以外	人事院規則10-7(女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉)	3	1			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定		文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	妊産婦である女子職員の業務軽減又は時間外勤務制限請求	以外	人事院規則10-7(女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉)	4				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定		文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	妊産婦である女子職員が健康診査及び保健指導のための勤務しないことの請求・承認	以外	人事院規則10-7(女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉)	5				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定		文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	妊産婦である女子職員の業務軽減又は他の軽微な業務への変更請求	以外	人事院規則10-7(女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉)	6	1			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となる。						未定		文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	妊婦である女子職員の休業又は補食のための勤務しないことの請求・承認	以外	人事院規則10-7(女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉)	6	2			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となる。						未定		文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	妊婦である職員の通勤緩和請求・承認	以外	人事院規則10-7(女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉)	7				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となる。						未定		文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	船員に対する伝染病の予防等の措置の記録	以外	人事院規則10-8(船員である職員に係る保健及び安全保持の特例)	6	3			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	勤務延長及び勤務延長の期限の延長の同意書	以外	人事院規則11-8(職員の定年)	8				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	勤務延長の期限の繰上げの同意書	以外	人事院規則11-8(職員の定年)	9				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	人事異動通知書	以外	人事院規則11-8(職員の定年)	11				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定		文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	再任用の任期の更新の同意書	以外	人事院規則11-9(定年退職者等の再任用)	5				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	人事異動通知書	以外	人事院規則11-9(定年退職者等の再任用)	6				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定		文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	懲戒の手続	以外	人事院規則12-0(職員の懲戒)	5	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	オンライン化状況					備考	
				条	項	号	附則			手続の年間申請等件数 a	オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続		オンライン申請等件数 c
人事院	職務専念義務の免除に係る請求及び承認	以外	人事院規則13-5(職員からの苦情相談)	5	2			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報/私を使用する場合は人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。								文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	技術移転兼業報告	以外	人事院規則14-17(研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業)	6				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことが可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。								未定
人事院	技術移転事業者に係る事項の内容変更報告	以外	人事院規則14-17(研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業)	7				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことが可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。								未定
人事院	研究成果活用兼業報告	以外	人事院規則14-18(研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業)	6				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことが可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。								未定
人事院	研究成果活用企業に係る事項の内容変更報告	以外	人事院規則14-18(研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業)	7				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことが可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。								未定
人事院	監査役兼業状況報告	以外	人事院規則14-19(研究職員の株式会社の監査役との兼業)	6				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことが可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。								未定
人事院	監査役企業に係る事項の内容変更報告	以外	人事院規則14-19(研究職員の株式会社の監査役との兼業)	7				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことが可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。								未定
人事院	株式所有の報告	以外	人事院規則14-21(株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等)	2	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことが可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。								未定
人事院	措置を講じた職員の報告等	以外	人事院規則14-21(株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等)	6	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことが可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。								未定
人事院	職務上適当でないと認められなかった職員等の報告等	以外	人事院規則14-21(株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等)	8	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことが可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。								未定
人事院	経営に参加し得る地位の変更の場合の報告	以外	人事院規則14-21(株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等)	9	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことが可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。								未定
人事院	フレックスタイム制適用職員の勤務時間の申告・割振り	以外	人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)	3	1.2			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報/私を使用する場合は人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。								文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	フレックスタイム制適用職員への勤務時間割振りの通知	以外	人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)	9	2			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報/私を使用する場合は人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。								未定
人事院	週休日の振替・半日勤務時間の割振り変更の際の職員への周知	以外	人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)	9	2			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報/私を使用する場合は人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。								未定

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	オンライン化状況					備考	
				条	項	号	附則			手続の年間申請等件数 a	オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続		オンライン申請等件数 c
人事院	週休日及び勤務時間の割振り等の明示	以外	人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)	9	1			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定		文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	休日の代休日の指定	以外	人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)	17	1			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定		文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	産前の場合の特別休暇の申出	以外	人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)	27	2			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定		文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	産後の場合の特別休暇の届出	以外	人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)	27	3			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定		文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	年次休暇の請求・承認	以外	人事院規則15-15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)	3	2			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定		文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	年次休暇以外の休暇の承認	以外	人事院規則15-15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)	4	3			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定		文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	産前の場合の休暇の申出及び産後の場合の休暇の届出	以外	人事院規則15-15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)	5				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定		文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	公務災害に係る被災職員等からの申出	以外	人事院規則16-0(職員の災害補償)	20				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことが可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	補償事務主任者から実施機関への報告	以外	人事院規則16-0(職員の災害補償)	20				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことが可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	通勤災害に係る被災職員等からの申出	以外	人事院規則16-0(職員の災害補償)	21				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことが可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	補償を受ける権利を有する旨の通知	以外	人事院規則16-0(職員の災害補償)	23	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことが可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	公務外又は通勤外通知書	以外	人事院規則16-0(職員の災害補償)	23	2			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことが可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	遺族補償一時金(失権差額一時金)請求書・遺族特別給付金支給申請書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	1	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことが可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	介護補償請求書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	1	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことが可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	オンライン化状況					備考	
				条	項	号	附則			手続の年間申請等件数 a	オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続		オンライン申請等件数 c
人事院	休業補償請求書・休業看護金支給申請書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	1	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	障害補償請求書・障害特別給付金支給申請書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	1	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	葬祭補償請求書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	1	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	療養補償請求書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	1	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	補償の支給決定に関する通知書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	2	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	介護補償に係る介護状態変更の届出	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	3	2			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	療養補償・休業補償・介護補償を受けている者が死亡した場合のその遺族からの届出	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	3	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	傷病補償年金に関する通知書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	4				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	傷病補償年金請求書・傷病特別給付金支給申請書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	5				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	傷病補償年金の支給決定に関する通知	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	6	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	年金証書の亡失等に係る新たな証書の請求	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	8	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	失権報告	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	9				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	傷病補償年金変更請求書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	11	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	治癒認定通知書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	11	2			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	オンライン化状況					備考		
				条	項	号	附則			手続の年間申請等件数 a	オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続		オンライン申請等件数 c	オンライン利用率(%) c/a×100
人事院	障害補償請求書・障害特別給付金支給申請書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	11	03			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	失権報告	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	11	04			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	障害補償変更請求書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	11	04			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	年金証書の亡失等に係る新たな証書の請求	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	11	04			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	遺族補償請求書・遺族特別給付金支給申請書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	12				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	失権報告	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	13				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	年金証書の亡失等に係る新たな証書の請求	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	13				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	遺族補償年金受給権者の代表者選任、解任の届出	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	14	2			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	遺族補償年金の支給停止又は支給停止解除に関する通知書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	15	3			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	遺族補償年金支給停止解除申請書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	15	2			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	遺族補償年金支給停止申請書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	15	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	遺族補償年金受給資格者数の増減等の届出	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	16				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	年金額の改定通知書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	17				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	過額払による返還金権への充当通知書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	17	02			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	オンライン化状況					備考	
				条	項	号	附則			手続の年間申請等件数 a	オンライン化 実施年度	オンライン化 済み手続の年 間申請等件数 b	平成20年度に オンライン化 する手続	今後オンライン 化する手続		オンライン 申請等件数 c
人事院	障害補償年金差額一時金請求書・障害差額特別給付金支給申請書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	19				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	障害補償年金前払一時金請求書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	20				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	遺族補償年金前払一時金請求書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	20	02			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	障害補償年金等の支給停止終了の通知書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	20	04			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	未支給の補償請求書・未支給の福祉事業支給申請書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	20	05			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	福祉事業の支給決定等に関する通知書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	21		2		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	福祉事業申請書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	21		1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	アカーフ費用支給申請書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	リハビリテーション費用支給申請書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	外科後処置費用支給申請書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	旅費支給申請書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	02			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	ホームヘルパーサービス費用支給申請書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	04		1	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	ホームヘルパーサービスの欠陥に係る届出	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	05			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	遺族特別支給金・遺族特別看護金支給申請書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	06		1	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	オンライン化状況					備考		
				条	項	号	附則			手続の年間申請等件数 a	オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続		オンライン申請等件数 c	オンライン利用率(%) c/a×100
人事院	休業補償請求書・休業保護金支給申請書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	06	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	傷病特別支給金支給申請書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	06	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	障害特別支給金・障害特別保護金支給申請書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	06	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	障害補償請求書・障害特別給付金支給申請書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	06	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	障害補償年金差額一時金請求書・障害差額特別給付金支給申請書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	06	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	遺族特別支給金受給権者の代表者選任の届出	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	07	2		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	遺族特別保護金受給権者の代表者選任の届出	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	08			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	就労保育保護金支給申請書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	09	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	奨学保護金支給申請書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	09	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	奨学保護金・就労保育保護金の支給を受けている者からの内容変更の届出	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	22	10			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	奨学保護金・就労保育保護金支給額改定通知書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	23				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	傷病補償年金請求書・傷病特別給付金支給申請書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	23	02	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	障害補償請求書・障害特別給付金支給申請書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	23	02	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	傷病特別給付金・年金たる障害・遺族特別給付金の支給額の改定通知書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	23	03			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	オンライン化状況					備考	
				条	項	号	附則			手続の年間申請等件数 a	オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続		オンライン申請等件数 c
人事院	年金たる遺族特別給付金受給権者の代表選任、解任の届出	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	24				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	長期家族介護者保護金支給申請書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	24	02	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	第三者から損害賠償を受けた場合の被災職員からの届出	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	27				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	遺族の現状報告書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	32				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	定期報告の必要がないとする通知	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	32				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	療養・障害の現状報告書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	32				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	療養・障害の現状報告書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	33		1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	医学看護金・就労保育保護金の支給に係る現状報告書	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	34				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	定期報告の必要がないとする通知	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	34				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	他の法令による給付に関する届出	以外	人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)	35				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定		
人事院	管理職員等の通知	以外	人事院規則17-0(管理職員等の範囲)	2				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。	電子メール	373	19年度	373			373	100
人事院	専従許可申請	以外	人事院規則17-2(職員団体のための職員の行為)	1				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定		文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	専従許可の更新申請	以外	人事院規則17-2(職員団体のための職員の行為)	2				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定		文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	専従許可の取消の届出	以外	人事院規則17-2(職員団体のための職員の行為)	3				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定		文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	オンライン化状況					オンライン申請件数 c	オンライン利用率(%) c/a×100	備考
				条	項	号	附則			手続の年間申請件数 a	オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続			
人事院	専従許可の復職	以外	人事院規則17-2(職員団体のための職員の行為)	4				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。									文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	短期従事の許可	以外	人事院規則17-2(職員団体のための職員の行為)	6				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。									文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	派遣職員の任命権者への報告	以外	人事院規則18-0(職員の国際機関等への派遣)	9	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことが可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。									
人事院	人事異動通知書	以外	人事院規則18-0(職員の国際機関等への派遣)	6				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。									文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	育児休業計画の申出	以外	人事院規則19-0(職員の育児休業等)	4	1	4		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。									文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	養育状況の変更の届出	以外	人事院規則19-0(職員の育児休業等)	18	1	5		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。									文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	人事異動通知書	以外	人事院規則19-0(職員の育児休業等)	22				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。									文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	人事異動通知書(育児休業の承認、育児休業の期間の延長の承認、職務復帰等)	以外	人事院規則19-0(職員の育児休業等)	31				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。									文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	人事異動通知書(育児休業の承認、育児休業の期間の延長の承認、職務復帰等)	以外	人事院規則19-0(職員の育児休業等)	12				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。									文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	人事院	人事院	人事院	24				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。									文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	裁量勤務職員に特定の時間帯等を勤務することを命じる際の通知	以外	人事院規則20-0(任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例)	10	2			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことが可能とし、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。									
人事院	裁量勤務の状況についての報告	以外	人事院規則20-0(任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例)	11				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことが可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。									
人事院	人事異動通知書	以外	人事院規則20-0(任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例)	5				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。									文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	人事異動通知書	以外	人事院規則21-0(国と民間企業との間の人事交流)	15				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。									文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	事情聴取等を求められた職員の勤務の免除の承認	以外	人事院規則22-2(倫理法又は同法に基づき命令の違反に係る調査及び懲戒の手続)	6	2			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。									文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	オンライン化状況					備考
				条	項	号	附則			手続の年間申請等件数 a	オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続	
人事院	出頭を求められた職員 の勤務の免除の承認	以外	人事院規則22-2(倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続)	9	2			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定	文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	人事異動通知書	以外	人事院規則23-0(任期付職員の採用及び給与の特例)	5				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定	文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	人事異動通知書	以外	人事院規則24-0(検察官その他の職員の法科大学院への派遣)	16				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定	文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	人事異動通知書 (自己啓発等休業の承認、自己啓発等休業の期間の延長の承認、職務復帰)	以外	人事院規則25-0(職員の自己啓発等休業)	11				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定	文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	人事異動通知書 (自己啓発等休業の承認、自己啓発等休業の期間の延長の承認、職務復帰)	以外	人事院規則25-0(職員の自己啓発等休業)	11				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定	文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	大学等における修学又は国際貢献活動の内容の報告	以外	人事院規則25-0(職員の自己啓発等休業)	12	1			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定	文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	辞職の申出	以外	人事院規則8-12(職員の任免)	73				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことが可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定	
人事院	人事異動通知書 (採用、昇任、転任、配置換等)	以外	人事院規則8-12(職員の任免)	75				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定	文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	人事異動通知書 (降任、休職、免職)	以外	人事院規則8-12(職員の任免)	76				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことが可能とし、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定	
人事院	通勤届	以外	人事院規則9-24(通勤手当)	3				人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことが可能となっていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定	文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	確認書類	以外	人事院規則9-24(通勤手当)	4	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことが可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定	
人事院	事後の確認	以外	人事院規則9-24(通勤手当)	21				人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことが可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定	
人事院	期末手当等の一時的差止処分に関する交付文書(一時差止処分書)	以外	人事院規則9-40(期末手当、通勤手当及び期末特別手当)	604	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことが可能とし、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定	
人事院	期末手当等の一時的差止処分の取消の申立書	以外	人事院規則9-40(期末手当、通勤手当及び期末特別手当)	605	1			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことが可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定	

法所管省	手続名	手続種別	根拠法令	根拠条項				制度所管官庁における措置状況	利用システム名	オンライン化状況					備考		
				条	項	号	附則			手続の年間申請等件数 a	オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数 b	平成20年度にオンライン化する手続	今後オンライン化する手続		オンライン申請等件数 c	オンライン利用率(%) c/a×100
人事院	期末手当等の一時差止処分取消しの通知書	以外	人事院規則9-40(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)	6	0			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	期末手当等の一時差止処分に関する処分説明書の写し	以外	人事院規則9-40(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)	6	0			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	住居届	以外	人事院規則9-54(住居手当)	6		1		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定			文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	証明書類	以外	人事院規則9-54(住居手当)	6		1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	事後の確認	以外	人事院規則9-54(住居手当)				10	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	給与の振込についての職員からの申出	以外	人事院規則9-7(俸給等の支給)	1	0		1	人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定			文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	扶養親族届	以外	人事院規則9-80(扶養手当)				3	人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定			文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	認定に際しての証明書類	以外	人事院規則9-80(扶養手当)	4			3	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	事後確認	以外	人事院規則9-80(扶養手当)				5	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	証明書類	以外	人事院規則9-89(単身赴任手当)	7			1	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
人事院	単身赴任届	以外	人事院規則9-89(単身赴任手当)				7	人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						未定			文部科学省では、平成22年度末までに人事・給与関係業務情報システムを本格稼働させる予定であるが、当手続を直ちにオンライン化するかは現時点では未定
人事院	事後確認に際しての証明書類	以外	人事院規則9-89(単身赴任手当)	10			2	人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。						未定			
財務省	恩給納付金額通知書の送付	以外	独立行政法人等の恩給納付金に関する政令(17.10.01施行)	2			1	各省等から電子化の要望等がないので現時点では制度改正は行っていない。						未定			
手続数合計				444					3,871		3,871			374			